4　署名の時に通告を行わない場合には、予定される通告の暫定的な一覧が、署名の時に提出されなければならない。

5　締約国は、寄託者に宛てた通告により、第二条（用語の解釈）1(a)(ii)の規定に従って通告される協定の一覧に協定をいつでも追加することができる。当該締約国は、その追加される協定が、前条（留保）8に掲げる留保であって当該締約国が付するものの対象となるか否かを当該通告において特定する。当該締約国は、その追加される協定が同条8に掲げる留保の対象となる最初のものである場合には、当該留保を新たに付することができる。当該締約国は、当該一覧に協定を追加することに伴って1(b)から(s)までの規定に従って求められる追加の通告を特定する。締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された租税協定を初めて一覧に追加することとなる場合には、当該締約国は、当該地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定について適用される同条4の規定に基づく留保又は2の規定に基づく通告を特定する。第二条（用語の解釈）1(a)(ii)の規定に従って通告される協定であって一覧に追加されたものが対象租税協定となる日において、第三十五条（適用の開始）の規定は、当該対象租税協定の修正の適用が開始される日を規律する。

6　締約国は、寄託者に宛てた通告により、1(b)から(s)までに掲げる規定に従って追加の通告を行うことができる。これらの追加の通告は、

(a)　寄託者が当該追加の通告を受領する時においてこの条約の締約国である国又は地域のみとの間の対象租税協定に関しては、次のものについて適用する。

(i)　源泉徴収される租税に係る規定に関する通告については、当該追加の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象

(ii)　その他の全ての規定に関する通告については、当該追加の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間に関して課される租税

(b)　寄託者が当該追加の通告を受領した日の後に一又は二以上の当事国がこの条約の締約国となる対象租税協定に関しては、この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日から適用する。

第三十条　対象租税協定の修正後の改正

この条約の規定は、対象租税協定の当事国の間で合意される当該対象租税協定の改正であって、この条約による修正の後に行われるものに影響を及ぼすものではない。

第三十一条　締約国会議

1　締約国は、この条約の規定に基づいて求められ、又は適当とされる決定を行い、又は機能を遂行するために締約国会議を開催することができる。

2　締約国会議は、寄託者が運営する。

3　締約国は、寄託者に要請の通報を行うことによって締約国会議の招集を要請することができる。寄託者は、その要請について全ての締約国に通報する。その後、寄託者は、寄託者が当該要請について通報した後六箇月以内に当該要請が締約国の三分の一によって支持される場合には、締約国会議を招集する。

第三十二条　解釈及び実施

1　この条約によって修正された対象租税協定の規定の解釈又は実施に関して生ずる問題は、当該対象租税協定の解釈又は適用に関する問題を合意によって解決することに関連する当該対象租税協定の規定（この条約の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従って解決される。

2　この条約の解釈又は実施に関して生ずる問題については、前条（締約国会議）3の規定に従って招集される締約国会議によって対処することができる。

第三十三条　改正

1　締約国は、寄託者に改正案を提出することによってこの条約の改正を提案することができる。

2　改正案を審議するため、第三十一条（締約国会議）3の規定に従って締約国会議を招集することができる。

第三十四条　効力発生

1　この条約は、五番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に開始する三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2　五番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、又は承認する各署名国については、この条約は、当該署名国によって批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に開始する三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十五条　適用の開始

1　この条約の規定は、対象租税協定の各当事国において、次のものについて適用する。

(a)　非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日以後に開始する年の初日以後に生ずる課税事象

(b)　当該当事国によって課されるその他の全ての租税については、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日から六箇月の期間（全ての当事国が六箇月よりも短い期間を適用する意図を有することについて寄託者に通告する場合には、当該期間）が満了した時以後に開始する課税期間に関して課される租税

2　締約国は、自国が1(a)及び5(a)の規定を適用するに当たり、「年」を「課税期間」に代えることを選択することができる。締約国は、その旨を寄託者に通告する。

3　締約国は、自国が1(b)及び5(b)の規定を適用するに当たり、「課税期間」を「年の一月一日以後に開始する課税期間」に代えることを選択することができる。締約国は、この3の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。

4　1から3までの規定にかかわらず、第十六条（相互協議手続）の規定は、対象租税協定につき、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日以後に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（この条約によって修正される前の当該対象租税協定の規定に基づき、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日において申立てをすることが認められなかったものを除く。）に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用する。

5　第二条（用語の解釈）1(a)(ii)の規定に従って通告される協定の一覧に第二十九条（通告）5の規定に従って追加されることによって新たに対象租税協定となる対象租税協定については、この条約の規定は、各当事国において、次のものについて適用する。

(a)　非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日の後三十日を経過した日以後に開始する年の初日以後に生ずる課税事象

(b)　当該各当事国によって課されるその他の全ての租税については、当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日から九箇月の期間（全ての当事国が九箇月よりも短い期間を適用する意図を有することについて寄託者に通告する場合には、当該期間）が満了した時以後に開始する課税期間に関して課される租税

6　締約国は、対象租税協定について、4の規定を適用しない権利を留保することができる。

7(a)　締約国は、次の権利を留保することができる。

(i)　1及び4に規定する「この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日」並びに

(ii)　5に規定する「当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日」を「7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定についてこの条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(iii)　第二十八条（留保）9(a)に規定する「当該留保の撤回又は変更の通告について寄託者が通報した日」及び